

特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子 様

乙第2号証

外務大臣

開示請求に係る決定期限の延長について（通知）

平成 27年05月01日付けで受け付けました行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第10条第2項に基づき、行政文書の開示請求に係る決定の期限を延長しましたので通知します。

記

1. 開示請求のあった行政文書の名称等

昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの
日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの

2. 開示請求番号 2015-00163

3. 新たな開示決定等の期限 平成 27年06月30日

4. 上記条項を適用する理由

・担当課(室)において他の事務が繁忙である。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

※ 本件に関するお問い合わせの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせください。